平成２７年（フ）第３９号
茨城県北茨城市磯原町豊田1046番地３
債務者　西山世志子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３０６号
広島市中区吉島東１丁目27―26―1208号、住民票上の住所広島市佐伯区八幡東２丁目16番11―402号
債務者　石田　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
山口県山陽小野田市大字小野田234番地３
債務者　酒井　麻衣
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１９３号
仙台市太白区長町南３丁目40番27号
債務者　武田　義成
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
石川県羽咋市滝町レ99番地80
債務者　鎌倉　高義
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第６９４号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目15番27号　アフィニティ東難波302、前住所兵庫県尼崎市竹谷町２丁目183番地　リベル904号
債務者　末田　直美
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８０号
広島市安佐北区安佐町大字久地166番地52
債務者　丸本　健太
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
山口県萩市大字椿東2587番地　船津団地66―５号、前住所山口県美祢市美東町真名400番地６
債務者　伊藤　律子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３８号
北海道小樽市祝津１丁目１番522号
債務者　日和田　徹
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２号
北海道苫小牧市柏木町６丁目19番15号　モントレー柏木103
債務者　下道　直人
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３８号
宮城県遠田郡美里町青生字水越浦52番地５
債務者　沼下　儀明
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
秋田市河辺北野田高屋字上前田表83番地３
債務者　金　ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７号
新潟市中央区鳰川岸町4459番地　ハウスフジ301号
債務者　石倉　和弘
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
金沢市田上さくら１丁目36番地　清泉の宿さくら館312号、従前の住所金沢市湯涌町イ20番地
債務者　西田　義範
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
金沢市泉３丁目６番48号　コーポルミナス301号、従前の住所金沢市出雲町イ455番地
債務者　三室　満里
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８０号
長野県木曽郡上松町駅前通り１丁目20番地
債務者　黒田　　優
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６６号
三重県津市八町１丁目９番16―８号　ルナハイツ津801、居所奈良県大和高田市東中２―10―18　社団法人ＧＡＲＤＥＮ内
債務者　谷口　智春
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所破産係